

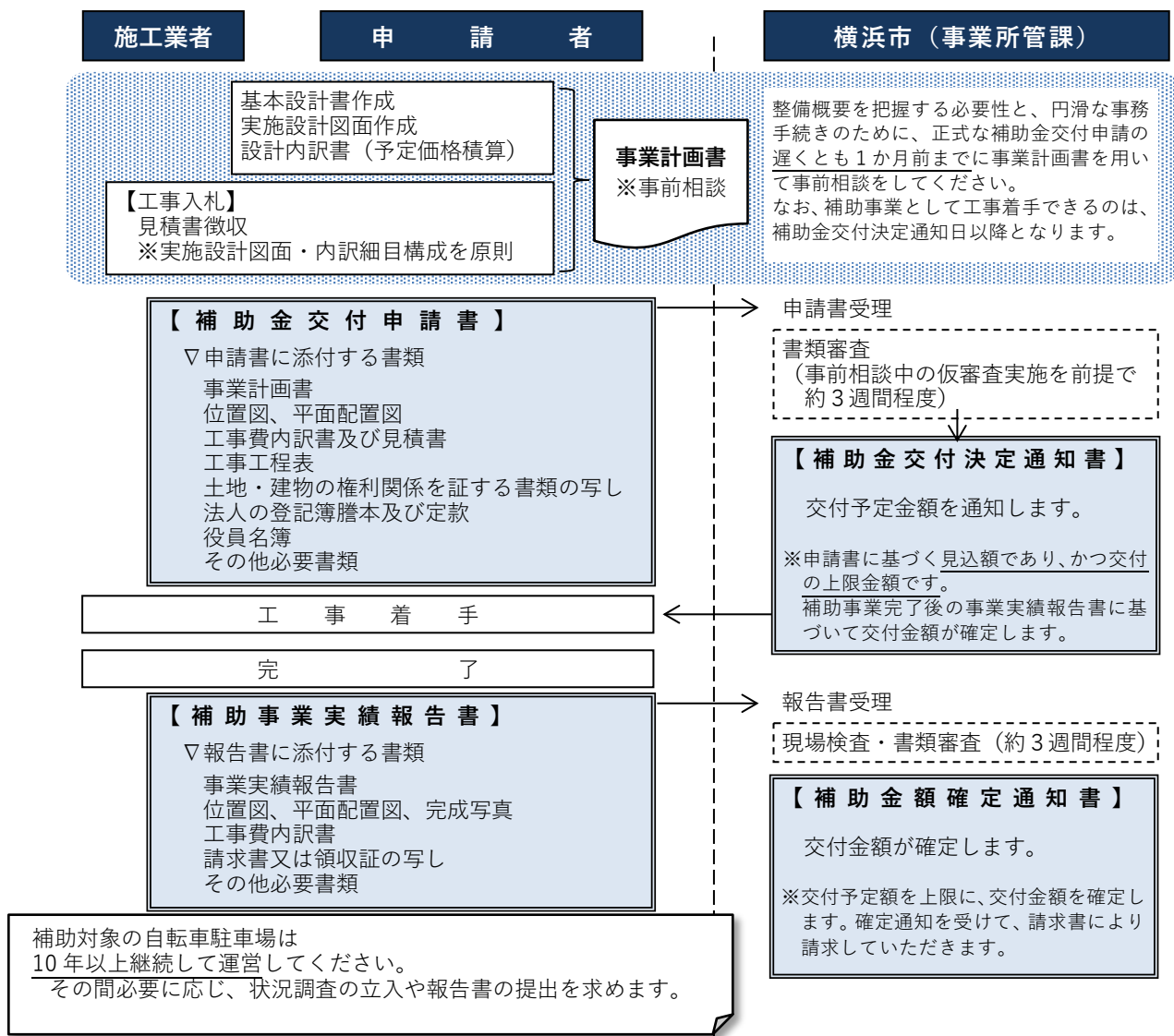
# 駅前周辺の駐輪場整備に対し一部費用補助をしています

～ 民営自転車駐車場整備費補助金交付事業について ～

本市では、放置自転車等対策の一環として、整備費の一部補助を行うことで、民営自転車駐車場（駐輪場）の整備促進を図っています。

<p>1 対象となる整備</p>	<p>① 駅からおおむね 300 メートル以内に整備するもの                  ② 不特定多数の者を対象としたもの                  ③ 収容台数 20 台以上のもの                  ④ 供用開始日から 10 年間以上継続して運営する計画のもの</p> <p><u>上記 4 点を満たす駐輪場の整備であることが条件です。</u>                  ※その他の条件については要綱を確認してください。</p>
<p>2 補助金額</p>	<p>・ 放置禁止区域内の放置自転車等の台数が前年度の調査で 15 位以内の駅                  → 補助対象経費の 1 / 2</p> <p>・ 上記以外の駅                  → 補助対象経費の 1 / 3</p> <p>※基準単価に基づく限度あり（1 件当たりの上限：500 万円）</p>

## ▽補助金交付までの流れ



# 1 事前相談（事業計画書）

整備概要を把握する必要性と、円滑な事務手続きのために、正式な補助金交付申請の遅くとも1か月前までに事業計画書を用いて事前相談をしてください。

なお、補助事業は現年度予算の範囲内で実施しますので、事前相談の時点で事業を終了している場合があることをご了承ください。

法人での申請の場合は、代表者氏名及び担当者のお名前を記載してください

周辺駅を含む位置図をご用意ください

平面図をご用意ください  
収容台数を自転車・原付・バイク別に記載し、整備区分について該当する項目にチェックしてください。

整備費合計と財源合計が一致するように記載してください（税抜）  
整備費のうち、工事費（補助対象経費）は見積額で構いませんが、機器リース料がある場合は対象外のため、その他の項目に記載してください。

【注意】収容台数×基準単価の合計額が、工事費の額を下回る場合は基準単価×補助割合の金額が補助の上限となります  
**基準単価：60,000円**

完成予定日が申請年度内であることをご確認ください（請求書を年度内にご提出いただく必要があります）。

前面道路の幅員を記載し、あわせて建築基準法第42条での位置付けをご確認ください

事業計画書

申請者	(代表者氏名: / 担当者: )		
申請者所在地 (住所)	TEL: FAX:		
自転車駐車場設置場所	横浜市		
最寄駅からの距離	駅から	m	
自転車駐車場名称			
収容台数	自転車 台 原動機付自転車 台 自動二輪車 台	整備区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設
利用料	定期利用(か月): 一時利用:		
整備費見込	整備費 工事費(補助対象経費) 円 財源 補助金 <sup>※</sup> 円	その他(機器リース料等その他) 円	円
施工計画	着工 年月日	完成 年月日	供用開始 年月日
土地及び建物の確保状況	土地: <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 貸与(有償・無償) (期間 年) 建物: <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 貸与(有償・無償) (期間 年)	添付書類 <input type="checkbox"/> 取得の場合、取得済みを証明する書類(写) <input type="checkbox"/> 貸借の場合、賃貸借契約書(写) <input type="checkbox"/> 無償贈与の場合、贈与契約書(写) <input type="checkbox"/> 公園の写し、登記記録全部証明書 <input type="checkbox"/> 駐車設備設置許諾契約書(写)等	
取り付け道路の状況	建築基準法の位置付け(42条 項)	前面道路の幅員( m)	
整備面積	m <sup>2</sup>	整備面積(増設の場合) 増 m <sup>2</sup>	地目

※「横浜市民営自転車駐車場整備費補助金交付要綱」第8条第2項に基づき算出。

整備面積とともに、不動産登記法での地目の種類を記載してください

事前相談では、作成した事業計画書に基づいて

- ・補助対象の整備に該当するか
- ・申請にあたって必要となる書類等の確認を行います。

そのため、次表の資料を事前相談時にお持ち込みください。

書類名	備考	チェック欄
位置図・平面配置図		
工事費内訳書	作成方法は2参照	
見積書の写し	工事費内訳書作成の基礎となります	
工事工程表		
土地・建物の権利関係を証する書類の写し	⇒ 詳細は3参照	

## 2 工事費内訳書

事前相談及び申請の際に、工事費内訳書を添付していただきます。

なお、本市の規則及び要綱では、金額が100万円以上になると見込まれる場合、市内事業者2者以上から見積書を徴収していただく必要があります。申請書の提出の際には、見積事業者の本社所在地を確認するため、法人の登記事項証明書等の写しをご提出ください。

補助対象経費及び補助予定金額は、作成していただく工事費内訳書から算定しますので、以下の点に注意して作成してください。

(1) 様式はA4横を使用し、大項目は概ね次のとおりとし1枚目とする

工 事 費 内 訳 書						
名称	数量	単位	概要	単価(円)	金額(円)	
駐輪場名称:						
1	駐輪機器等調達費(ゲート式駐輪場管理システム機器)	1	式			
2	機器設置及び土木工事費	1	式			
3	電気設備工事費	1	式			
4	その他工事費	1	式			
合計						

枚目例)

(イの例)

工 事 費 内 訳 書						
名称	計上・寸法	数量	単位	概要	単価(円)	金額(円)
2	機器設置及び付帯工事					
(1)	機器設置部分土木工事	作業土工	20	㎡		
		残土工	10	㎡		
		コンクリート舗装敷 L=20cm以下	10	㎡		
(2)	付帯設備部分土木工事	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
(3)	照明設備土木工事	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
(4)	機器設置工事	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
(5)	付帯設備設置工事	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		
		〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇		

工種及び数量が確認できるよう、  
**断面図等が記載された設計図面もご用意ください**

(2) 各大項目の詳細を  
2枚目以降で作成する

### ア 駐輪機器等調達費(システムを含む)

上記のゲートシステムを例とすると、次の細目レベルで項目出ししてください。

例) ゲート扉、入口認証機、出口認証機、精算機、定期更新機、満空表示灯、通行規制柵、看板 etc.  
「形状・寸法」…製品名(型番)と寸法を、省略することなく記載してください。

### イ 機器設置及び土木工事費

土木工事箇所と機器設置箇所を分け、かつ工事内容別に細目出しをしてください。

「形状・寸法」…工種の詳細を記載してください  
「数量」「単位」…設計図面に基づく計量的な数値を記載してください。

### ウ 電気設備工事費

次の細目レベルで項目出ししてください。

例) 照明・電気引込ポール、満空表示灯ポール、LED照明灯、東電・NTT申請費、ケーブル、その他雑材料、電気工事費

### エ その他工事費

建築物工事などがあれば大項目として別に作成してください。

作成した工事費内訳書は、A4用紙での提出とともに**作成データ(Excel、Word等)の送付**もお願いします。

### 3 土地・建物の権利関係を証する書類の写し

土地・建物の権利関係を証する書類は、その土地あるいは建物を駐輪場として整備するにあたって、申請者が確かに権利を有しているか確認するために提出いただく必要があります。

下表のとおり、整備予定地の権利状態により必要となる添付書類が変わりますのでご注意ください。

	登記記録	公図の写し	賃貸借契約書	駐車設備設置許諾契約書
土地				
自己所有	○	○	—	
貸与	○	○	○	△ 賃貸借契約書に特記事項で 明記されていれば不要
建築物を設置する場合	建築基準法における確認済証及び確認申請書			

※○印が付いた書類を提出してください。△印は付記したとおり。

### 4 申請・交付決定後の注意点

- ・ 工事着手できるのは補助金交付決定通知日以降となり、年度内完了が条件となります。
- ・ 補助金交付決定通知書で示す交付予定金額が交付上限額となり、工事完了後に提出する事業実績報告書に基づいて交付金額が確定します。
- ・ 交付決定を受けた後に、事業内容等の変更や事業中止・廃止があった場合は、「事業変更等申請書（第3号様式）」により速やかに申請してください。
- ・ 事務執行の適正を期すため、必要に応じて現場の状況調査及び報告書を求めることがあります。
- ・ 補助事業が完了した時点で「事業実績報告書（第5号様式）」により速やかに報告してください。
- ・ 補助事業に関する書類は情報公開の対象となり、交付対象者でも関係書類を5年間保存する義務があります。
- ・ 補助事業対象の自転車駐車を、10年未満で貸与等や供用中止、収容台数を減少させる場合は届け出る必要があり、この財産処分制限に抵触する事実を確認した時点で、補助金の全部もしくは一部の返還を求める場合があります。返還の金額については、要綱第14条及び別表第1、別表第2に規定しています。

### 5 お問い合わせ先

横浜市ホームページの関連記事をご確認いただき、下記担当にご連絡ください。

URL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/seibihojo.html>

または

横浜市民営自転車駐車場整備費補助

検索

横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課 整備費補助担当

TEL：045-671-3644 FAX：045-663-6868